

広島県告示第七百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和二年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

可愛川漁業協同組合

2 住所

山県郡北広島町川井七二二番一号

二 免許番号

内水共第二十七号，内水共第二十八号，内水共第二十九号，内水共第三十号，内水共第三十一号及び内水共第三十二号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第1条—第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条

遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、(1)については、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1の額とする。

なお、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	友釣・ちゃぐり	1日 2,300円 1年 7,200円
こいなぎ	手釣, 竿釣	1日 1,400円 1年 5,200円
ます (やまめ)	手釣, 竿釣	1日 1,400円 1年 5,200円
	毛ばり釣	1日 2,000円 1年 -
ふな	手釣, 竿釣	1日 900円 1年 2,600円
はや (おいかわかわむつ)	手釣, 竿釣	1日 500円 1年 1,000円

(2)

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	投網・濁りかき, ちょんがけ	1年 10,000円 1日 3,500円
こふな	投網	
うなぎ	ヤス, うなぎ籠, 延縄	
はや	投網	

注) (略)

2—4 (略)

第8条—第11条 (略)

改正前

第1条—第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条

遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、(1)については、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童のときは無料、中学生の生徒又は肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の2分の1の額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

(1)

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	友釣・ちゃぐり	1日 2,300円 1年 7,200円
こいなぎ	手釣, 竿釣	1日 1,400円 1年 5,200円
ます (やまめ)	手釣, 竿釣	1日 1,400円 1年 5,200円
	毛ばり釣	1日 2,000円 1年 -
ふな	手釣, 竿釣	1日 900円 1年 2,600円
はや (おいかわかわむつ)	手釣, 竿釣	1日 500円 1年 1,000円 <small>(遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の生徒の場合は無料とする)</small>

(2)

魚種	漁具, 漁法	遊漁料
あゆ	投網・濁りかき, ちょんがけ	1年 10,000円
こふな	投網	
うなぎ	ヤス, うなぎ籠, 延縄	
はや	投網	

注) (略)

2—4 (略)

第8条—第11条 (略)